

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公表番号】特表2002-513609(P2002-513609A)

【公表日】平成14年5月14日(2002.5.14)

【出願番号】特願2000-546669(P2000-546669)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年4月1日(2008.4.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 吸収性スポンジを水和状態で刺傷に運ぶカニューラと、  
水和するため及び吸収性スポンジをカニューラに運ぶためにカニューラに接続可能なア  
ダプターと、

アダプター内の吸収性スポンジを水和するため、及び、カニューラを介して吸収性スポ  
ンジを運ぶために、流体をアダプターに注入する注射器と、を備え、

前記アダプターが大きな直径の端部と小さな直径の端部とを有する先細り内腔を有し、  
かつ、大きな直径の端部を前記注射器に接続可能であり、小さな直径の端部を前記カニ  
ューラに接続可能である、吸収性スポンジを注入することによって刺傷の止血を容易にする  
装置。

【請求項2】 前記アダプターの内腔が吸収性スポンジを揉むための少なくとも一つ  
の拡張部を有する請求項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置。

【請求項3】 前記アダプターの内腔が吸収性スポンジを揉むための少なくとも一つ  
の凹凸部を有する請求項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置。

【請求項4】 前記アダプターが、小さな直径の端部でカニューラの内腔直径と実質  
的に等しいかそれ以下の内腔直径を有する請求項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置  
。

【請求項5】 前記注射器がルーア管継手によってアダプターに接続されている請求  
項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置。

【請求項6】 前記内腔の大きな直径の端部が前記小さな直径の端部での内腔の直径  
の2倍又は2倍以上の内腔直径を有する請求項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置。

【請求項7】 さらに、吸収性スポンジ材料のシートから、アダプター及びカニ  
ューラを介して運び込むために適したサイズに吸収性スポンジのプレッジを切り取る切断テン  
プレートを備えている請求項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置。

【請求項8】 さらに、吸収性スポンジ材料のシートから、アダプター及びカニ  
ューラを介して運び込むために適したサイズに吸収性スポンジのプレッジを切り取る押し抜き  
装置を備えている請求項1に記載の刺傷の止血を容易にする装置。

【請求項9】 吸収性スポンジを水和状態で刺傷に運ぶカニューラと、  
水和するため及び吸収性スポンジをカニューラに運ぶためにカニューラに接続可能なア

ダプターと、

アダプター内の吸収性スポンジを水和するため、及び、カニューラを介して吸収性スポンジを運ぶために、流体をアダプターに注入する注射器と、を備え、

前記アダプターが大きな直径の端部と小さな直径の端部とを有する先細り内腔を有し、かつ、小さな直径の端部をカニューラに接続可能であり、前記アダプターが内腔の小さな直径の端部に近接するアダプターの壁に少なくとも一つの通気口を含む、吸収性スポンジを注入することによって刺傷の止血を容易にする装置。

**【請求項 10】** 刺傷の止血を容易にする水和吸収性スポンジをカニューラへ運び込むアダプターであって、

注射器と接続されるための第1の端部と、第2の端部と、前記第1の端部から前記第2の端部へ延びる内腔とを有する細長部材と；

カニューラに接続するために第2の端部に備えたルーアコネクターと；

第2の直径より大きな幅を有する乾燥スポンジプレッジが水和されるときに第2の直径に圧縮されるように、第1の端部での第1の直径から、第1の直径より小さな第2の端部の第2の直径まで先細りに形成された内腔の先細り部と；  
を備えたアダプター。

**【請求項 11】** 前記先細り部がアダプターの長軸と約30°から約60°の角度を形成する請求項10に記載のアダプター。

**【請求項 12】** 前記第1の直径が少なくとも第2の直径の約2倍である請求項10に記載のアダプター。

**【請求項 13】** 前記アダプター内腔が水和された吸収性スポンジを揉むための少なくとも一つの凹凸部を含む請求項10に記載のアダプター。

**【請求項 14】** 前記アダプターが吸収性スポンジ材料によって予圧を付与されている請求項10に記載のアダプター。

**【請求項 15】** プレッジ形成装置と；

吸収性スポンジプレッジを水和してカニューラへ運ぶためのカニューラへ接続可能なアダプターと；

流体をアダプターへ運ぶための注射器と；を備え、

前記アダプターが大きな直径の端部と小さな直径の端部とを有する先細り内腔を有し、大きな直径の端部を注射器に接続可能であり、小さな直径の端部をカニューラに接続可能である刺傷の止血を容易にする装置。

**【請求項 16】** 水和吸収性スポンジプレッジをカニューラへ運び込む予圧式アダプターであって、

注射器に接続されるための第1の端部と、第2の端部と、前記第1の端部から前記第2の端部へ延びる内腔とを有する細長部材と；

該細長部材内に装填された吸収性スポンジ材料の細長プレッジと；を備えた予圧式アダプター。

**【請求項 17】** アダプターの第1の端部が、アダプターの第2の端部より大きな内径と、第1の端部と流体が第2の端部へ注入されたときにプレッジを圧縮する第2の端部との間に先細り部と、を備えた請求項16に記載の予圧式アダプター。

**【誤訳訂正2】**

**【訂正対象書類名】**明細書

**【訂正対象項目名】**0016

**【訂正方法】**変更

**【訂正の内容】**

**【0016】**

本発明についてさらに詳細に議論する前に、以下の用語を定義する：

"プレッジ"は、バイオプシー針又は他のカニューラを介して水和状態で注入することを可能にするサイズを有する一般に細長い形状の一片の吸収性スポンジを意味する。

"吸収性スポンジ"は、水和することができ、かつ、水和状態で弾性的に圧縮可能であり

